

## 第16回 総合計画市民会議 議事録

日 時 平成16年10月28日(木) 午後6時06分 ~ 午後8時33分

場 所 中小企業・婦人会館大会議室

出席者 中村座長、伊中副座長、松崎副座長、有北委員、岩田委員、上野委員、大枝委員、鈴木委員、森委員、望月委員、パク委員、中村(紀美子)委員、高杉委員

事務局 三浦総合企画局企画部長、瀧峠総合企画局企画調整課長、鈴木総合企画局企画調整課主幹、村上経済局企画課長、森部経済局企画課主査、栗林建設局企画課長、小林建設局自転車対策室主幹、高田環境局緑政課長、矢島環境局緑政課主幹、石田環境局公園管理課長

議 題 1 自転車との共生の取組について  
2 緑の保全、創出、育成について  
3 コミュニティビジネスの振興について

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 名

議事

企画調整課長

第16回目になりますけれども、総合計画市民会議を始めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。今日から具体的なテーマ設定ということで、五つのテーマについて3回にわたって議論をいただくということで、本日は環境局の方からも出席をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

では、進行の座長さん、よろしくお願ひします。

座長

じゃあ、これから市民会議を開催したいと思います。今、事務局から説明がありましたように、きょう10月28日、それから11月6日、11月12日の3回でこちらの総合計画にある七つの柱をカバーするように議論していきたいと思います。

きょうから実行計画重点戦略プランに関する私たちの意見を出していくということが会議の趣旨になります。きょうの予定はその第1の柱の自転車から自転車と共生の取組、第4の柱から緑の保全、創出、育成、第5の柱からコミュニティビジネスの振興という三つのテーマなんですが、進め方としては三つの領域から建設局さんと環境局さんと経済局さんから資料を持ってきていただいているので、その説明を一括で最初受けた後に、考えながら、その後半は質疑応答を含めた自由闊達な意見交換という形で進めさせていただきたいと思います。ここの建物はたしか8時45分ぐらいから退室しなきゃいけないような時間に厳しい建物なので、時間厳守でお願いしたいと思います。

それでは、早速自転車と共生の取組について、できれば関係しているお方のご紹介をいただいた上で。

企画調整課長

私の方からご紹介させていただきますが、テーマに沿って自転車との共生の関係で建設局の企画課長と自転車対策室主幹です。それから、順番でご紹介だけさせていただきますが、環境局の方から緑政課長。それから、緑政課主幹、公園管理課長に出席いただいております。それから、経済局の方から企画課長。同じく企画課主査に出席をいただいておりますので、よろしくをお願いします。

それでは建設局から自転車の関係の説明をよろしくをお願いします。

自転車対策室主幹

では、最初に自転車問題の自転車との共生の取組についてという形でお手元の方の資料といたしまして、総合的な自転車利用環境の整備という資料の方をお手元の方におつけしております。この資料に基づきまして説明の方をさせていただきます。

まず最初に、自転車利用環境の考え方ですが、もう皆様十分ふだんの生活でご存じのように、駅周辺の放置自転車等、非常に今大きな問題となっております。この放置自転車を

各区とか川崎市としてもいろいろ取り組んでおりますが、非常に解決が難しい、また、市民の皆様とも非常に便利に利用なさっている、そこら辺でどういうふうに今後考えていこうかなという形で資料の方をまとめております。

最初に、今後の自転車利用環境整備の考え方という欄でございますが、自転車は環境に優しい交通手段として注目され、自動車にかわる交通手段として利用の促進が考えられますが、一方で駅周辺等における放置自転車や自転車交通事故が課題となっております。このような状況を踏まえまして、自転車等駐車場の整備、自転車走行空間の検討、自転車利用者のマナー向上などに向けまして、市や関係機関、鉄道事業者、商業者、市民の皆様と連携と共通の認識を持ちながら、それぞれの役割を明確にし、総合的に自転車利用の環境整備に努め、安全で快適なまちづくりを目指していこうというような大きな視点でもって自転車に対しての対策を取り組んでまいりたいと考えています。

このように自転車が非常に市民に定着した理由といたしまして、その欄のところの下に書いておりますが、神奈川県では統計的には2人に1台の割合で自転車を所有していると。なぜこんなに多くの自転車が所有されるようになったかという点ですが、非常に自転車が安く手に入ると。ディスカウントショップ等では1万円を切って8,000円程度で購入ができてしまう。そういう形で、おこずかい程度でも本当に買えてしまうような値段になってしまっている。その自転車自体が自分の都合のいいときに、都合のいい条件でもって手軽に利用できる、それで目的の玄関前まで、そこまで乗りつけることができるという非常に手軽さが市民の方の利用の促進に拍車をかけている。それと、健康的ですし、当然最初に購入してしまえば、あとは運賃がかからない、通勤通学のバス利用等ですと1回200円かかりますけれども、自転車ですとただでその目的地まで行けてしまうという、運賃、手軽さ、それと購入費の安さ、このような大きな条件で市民の皆様が2人に1台という割合で持ち始めるという状況がある。

自転車自体ですが、非常にこれは環境に優しい乗り物ということで、自転車ですと交通渋滞はございませんし、騒音も出ない、また排気ガスも出ない。非常に環境にいい乗り物として、自動車にかわる交通手段としても注目されている乗り物であるというメリットがございます。

ただ、このような形で市民生活に定着して、環境にいいというメリットがございまして、実際これだけ多くの方が利用しますと、次に出るものは安全性、景観面への悪影響という形で放置自転車問題、駅周辺に放置されています自転車ですと歩道が占拠され、通行の障

害になっていたり、緊急活動、火災等が起きた場合に消防活動の妨げになったりとか、新たな課題が出ております。あわせて自転車利用者も多いということで、当然ながら交通事故も発生しておりますし、またこのような問題を解決できないという大きな理由に、やはり自転車利用者のマナーの低下というのが出てきております。

このような状況を踏まえまして、今後の自転車対策をどのように考えていこうかという形で今取り組んでいるところでございます。

次の段落に新しい取り組みという形で、1番、2番と書いておりますが、今この1番、2番については自転車利用の多い中で放置自転車等をなくすためにどのような対策が考えられるかということで、今検討している項目でございます。

1番目の附置義務条例の制定の検討という形で記載してございますが、附置義務条例、附置義務というものにつきましては商業施設や銀行など、自転車の駐車需要、自転車に乗ってきて利用される方が多い施設、このような施設を新築または増築する際には自転車駐車場の設置を義務づけていこうと。今現在、銀行等かなり利用者が店舗の前に置いていますが、駐輪場が整備されていないために、そこに放置されて使っているという状況を解消していこうということで、このような施設をつくる際には駐輪場の設置を義務づけちゃおうという形の検討を今行っております。

2番目に、自転車等駐車場の料金格差による利用率の向上の検討。こちらでございますが、後ほどまたご説明いたしますが、駐輪場が整備されていても、駐輪場を利用しないで駅周辺に放置しております。その結果、駐輪場はあいていて放置自転車が多い状況になる。このような駅も幾つか出ております。ただ、川崎駅や溝の口駅のように駐輪場自体の数が非常に少なく、放置自転車というよりも自転車利用者がそれ以上に上回ってしまっているという状況もまたあるのも事実です。そのようなことを踏まえまして考えていかなければいけないですが、まず整備されている駐輪場、これ自体を使っていないで放置自転車されているというのは解消すべきだろうという形で、今まで川崎市では屋根ありで100円、屋根なしで80円という形で駐輪場の利用料を設定しておりましたが、これももう少し使いやすい、気軽に使えるような、駅から離れているところはやっぱりそういうような考慮もすべきかなということで検討を行っているところです。

このような新しい取り組みと加えまして、従来からの施策の強化と、今までも放置自転車対策いろいろやっておりましたが、そこら辺も工夫を凝らしながら、もう少し違ったやり方でやってみたらどうかという形で考えております。

一つ目に、自転車等駐車場の整備促進等という形で書いておりますが、放置自転車をなくすにはやはり自転車駐車場の整備促進、これが大きな手段の一つになっています。でありますので、自転車乗り入れ台数及び今後の予想を考慮した自転車駐車場の整備に努めていこうと、その中でも平面自転車等駐車場の立体化、2階建て、3階建てにできるものはやっぱりそういうもの考えるべきであろうし、自転車ラックの改善、皆様方も使ったことがあるかもしれませんが、駐輪場にある2段ラック、1段目と2段目、1段目は使いやすいですが、2段目は非常に使いにくい。駐輪場の台数を確保するため、そのような形でやって今まで整備してはりましたが、ただ実際に使われなくて、逆に敬遠されてしまうのではしょうがないかと。であるなら、そこら辺については改善をして、平面置きでやる方向とか、もしくは今新しいのが入ってきておりますので、力の要らないラックに変えていくとか、そのような検討を今後すべきじゃないかということで自転車ラックの改善、あと、新規自転車等駐車場の整備の推進、これは新しい駐輪場をなるべく確保してまいりたいなという形で考えております。次が利用率の低い自転車等駐車場の利用率向上、先ほどの料金格差という形でご説明申し上げましたが、そのほかにも誘導員、整理員、駅周辺等に配置しながら駐輪場の方にとめてくださいと。ここにとめるのは禁止ですよという形で、実際の方がそういう形で誘導することによってかなり駐輪場の方に移行されているという実績が出ておりますので、そのようなことをもう少し強力で推進すべきではなかろうかという形でも誘導員の配置。それと自転車等駐車場の補修・維持管理。かなり古い駐輪場、もう傷みの激しい駐輪場が出てきておりますので、やはりそういう駐輪場ですと利用が敬遠されがちだというのがありますので、こういうのもなるべく補修しながら利用しやすい駐輪場に変えていこうという形で考えております。

それと次に再開発における自転車等駐車場の整備調整、これにつきましては今小杉駅、この周辺、それとか川崎の西口等、大きな再開発という形で進めておりますので、そこら辺についても行っていきたいというような駐輪場の整備促進というのを考えております。それとあわせて、禁止区域の拡大という形で2番の、なるべく禁止区域を拡大していこうと思っていますし、また、3番目に放置自転車の撤去、放置自転車の撤去も非常に大きな手段になっておりますので、これについてもいろいろと工夫しながら、今まで市民の皆様にご聞くと大体撤去する時間がわかっているような雰囲気も出てきているようで、この時間を過ぎるともう大丈夫だよというような話も聞こえますので、そのようなことがないようにいろいろ戦略を練りながら考えていきたいとか、あと防止員による指導、先ほど

申し上げた、それと啓発活動もあわせて行っていきたいなど。それと撤去するのに保管場所、こちらの方も整備していかないと、撤去した自転車を持ち込めませんので、今川崎市の保管所1万数千台分があるんですが、大体8割以上が満杯状況で、とりにくる方が半分ぐらいしか今いないので、半分以上はほとんど廃棄という形で処分しておりますので、その関係で保管所がいっぱいになってしまっているという状況になっております。ですから、保管所の整備もあわせて考えていかなければいけない項目になっているのかなと考えております。

次のページには自転車の現状という形でデータ的に示してございます。左上につきましては自転車利用者という形で平成15年度までの資料になっておりますが、平成15年度で約7万3,000台の自転車が駅周辺に毎日押し寄せてきていると。そのうち約5万2,000台が駐輪場を利用しています、このグラフには書いていませんが、放置自転車2万台以上が毎日放置されているという状況になっております。

ちなみに川崎での一番放置自転車が多いのは、このときのデータですと溝口駅周辺が1位になっていまして、その次に川崎駅、新城駅というような形で続いております。

下の方は交通事故件数、約2,000件で横ばいになっておりますが、自転車に関する交通事故件数のデータとなっております。

次のページにつきましては、今さら写真でお出しすることはないと思いますが、放置自転車とか駐輪場とかの状況の写真になっております。

次のページですが、先ほど駐輪場の利用されていないとか、そういう形で申し上げましたけれども、川崎市の駐輪場の状況A、B、C、D、それとEと五つの状況に比べてちょっと調べてみたところ、A型というのが駐輪場を整備してそれ以上に利用者が多く、なおかつ駐輪場自体も100%以上利用されていて、それで放置自転車がある。こういうところにつきましては駐輪場を整備していくのがまず第一優先だと。そのほか撤去活動というものも必要であろうと。B型につきましては、駐輪場があるんですけども利用されていないものがかなりまだ見受けられる。ですから、駐輪場の利用をまず優先的に考えていくべきかなと。C型についても同じような形で、駐輪場が自転車利用者以上の収容台数が駐輪場にありまして、非常に利用率が低い。このようなところに料金格差等を考えながら駐輪場の収容率を上げて放置自転車を下げるべきだろうという形で、こちらのグラフは出しております。理想的なのはD型で、自転車利用者以上の収容台数があり、放置がほとんどない地域、このような地域に各駅がなればと思いつつも非常に難しいとは思っております

が、今後も努力していきたいという形で自転車対策を推進してまいりたいと考えております。

非常に雑駁ですが、以上で自転車関連の説明の方を終わらせていただきます。

座長

ありがとうございました。続けて緑の保全、創出、育成についてということをお願いします。

緑政課長

それでは、引き続いて2の柱であります緑の保全、創出、育成について、お手元の資料に基づきご説明させていただきたいと思っております。

初めに緑の推移と現状でございますが、この推移につきましてはこの表にお示ししてあるとおり、山林原野、それから田・畑ということで、主に自然系の地目ですね、これは固定資産税調書からお出しした数字なんで、昭和30年代から10年ごとに平成15年まで、平成については5年ごとですが、これを見ていただければおわかりのように、山林原野、田・畑の減少とともに公園緑地もふえているという事実がございます。特に山林原野、田・畑とも昭和40年代、50年代の10年ごとの比率で見ますと、かなり減少の率が高まっていると。これは主に川崎はご案内のように東京、横浜に挟まれまして、地理的条件もいい、どこに出て行くにも便利な都市ということ、その反面、やっぱり住宅をつくるに当たっては、かなりそういう最適な土地柄ということもあって自然がなくなってきたということをお示ししてあると思っております。

この下段の緑の推移、公園緑地の推移等につきましては、今申し上げましたこの表を図面化したものでございますので、後ほどご参照していただきたいと思っております。

次にその隣にあります「かわさきの緑の変遷図」でございますが、これは今申しました土地の変移を落とし込んだものを示してあります。当然のごとく昭和20年については、これから戦争が終わって国土復興の中で、まだ農業も継続してやっていたので、緑は多い状況です。10年、20年とたっていきますと、それぞれその都市化の進行に伴いまして大規模な区画整理事業ですとか、あるいは開発事業等により、まず住む家の確保、それによっていろいろな交通網の整備ですとかいろいろな面でやっぱり既存の緑が少しずつ少しずつなくなっていくたというのがおわかりになるかと思っております。

次に2ページ目でございますが、それではこういう減り続ける緑に対してどういう施策をやっていったらいいのかというのが今後の取り組みという中でお示ししてあると思いますが、特に施策につきましては、私ども緑の基本計画という、これは都市緑地保全法に基づく、いわゆる都市における緑化の推進と緑の保全を策定する一つの目安ということで各都市が基本計画を定めております。これは私どもでは「かわさき緑の30プラン」と呼んでおりますが、この中で樹林地については確保目標400ヘクタールということで、これをおおむね2011年まで目標達成に向けて努力をしていこうということで今やっております。

その下に主な施策が書いてありますが、緑地保全地区から保存樹林まで五つの主な施策が書いてあります。その中で一番上の緑地保全地区につきましては、これは都市緑地保全法に基づく都市計画決定事項でございますので、これは土地の所有者の方の権利をかなり制限することになりますので、それに対応して地権者の買い取りに基づきまして用地を取得しているという事実がございます。これが一番恒久的な保全につながっていくことになります。

緑の保全地域につきましては私どもの緑の保全及び緑化の推進に関する条例ですが、通称緑の条例と呼んでいますが、この条例に基づきまして担保していくと。これはそのまま所有権を相手方に留保して条例上の施策を行っていきますので、買い取りの請求権は発生いたしません。

次に緑の保全協定でございますが、これはもう一つ下の事業要綱によるもので、条例の1個下の位置づけで、これは相手方といわゆる協定に基づきまして現状重視でそのまま保全をしてくださいと。以下、「ふれあいの森」「保存樹林」につきましてはそれぞれ要項・条例に基づきまして現況の緑の保全していただく。これについては民有地であるものについては奨励金等をお支払いして、なるべく現状重視で緑を守っていただきたいということをお願いしております。

2番目の新たな緑地保全方策でございますが、こうした保全施策を行っているのですが、やっぱりどうしても先ほど申し上げましたように地理的な状況等々を踏まえましても、まだいわゆる開発が進んでおると。特に川崎市の場合は100%都市計画決定区域ですから、そのうち約9割方もう市街化区域ということで開発ができるということもありまして、依然として開発が進んでおります。

もう一つはやっぱり山林所有者が一番大きな分岐点になるのは、相続が発生した場合に

どうしても相続税対策で手放してしまうということがございますので、これについても何らかのいわゆる施策を行っていくことが必要であろうということでやっております。例えば緑地保全地区の制度をかけますと相続税課税評価額の8割が減免対象になります。例えば1億円の相続税評価だと8,000万円は控除して2,000万円が相続税の対象になってくると。これは極めて土地を持っている方にとっては有利であり、市にとっても緑地保全施策に対して大きな手段ということで、これを活用しているところです。

こうしたことを踏まえまして、平成13年に環境保全審議会から新たな緑地保全方策ということで諮問をして答申をいただいた中で、その次に主な内容、その内容としましてはaからdまで四つあります。特にaにつきましては当然斜面緑地を全部保存したいというのは当たり前の話なんですけど、全部買ってしまいますと、ひとつ計算したところ何千億円というお金がかかってしまいますので、どうしてもやっぱり優先順位を明らかにして、恒久的に用地を取得して保全するところと、やっぱり民有地のままいわゆる現状で持っていたくというような、めり張りをつけた緑地保全施策をしていくことが必要であろうということで、こうした考え方にに基づき、今施策を行っているところでございます。

以下、b、c、dとそれぞれ書いてありますが、これは後ほどまた質問等があればご説明したいと思っております。

図1なんですけど、これはちょっと白黒で申しわけないんですけども、先ほど申しました優先順位に関連いたしまして、市内の1,000平方メートル以上の緑地の固まりを便宜上AからCまでランクづけをしております。特にAランクにつきましてはお手元の川崎市の資料で、ちょうど麒麟の首みたく長いところがございますね。そこに黒く塗ってあります。これが黒川地区です。それから一つ飛んで、島みたく浮いているところがありますね。これが岡上地区です。それから、ちょっとその下に鼻のような尻尾のような突端がありますが、これが早野地区です。これはいずれも調整区域でございまして、農業振興地域にもなっています。これは調整区域の緑としてAランク評価をしております。

それからもう一つは、その上に帯状に点が線になってつながっているところがあると思うんですけど、これは昔多摩川の崖線といいまして、ここに多摩川が走っていたと。これががけ状に残ってしまっていて、これもAランクということで評価をしております。その下の表1にそれぞれAからCまでの区域ごとの面積と保全実績が載っておりますので、これは後ほどごらんいただきたいと思っております。

それから3ページ目でございますが、今後の取り組み方針でございますけれども、今ま

でご説明した中で、大きく三つの視点から今後緑地保全施策を進めていこうということで、一つ目がやっぱりAランクの斜面緑地を重点的に施策を打っていきたい。それから2番目ですが、3大拠点である黒川、岡上、早野を農と緑の3大拠点ということで、これも多摩丘陵の保全という観点から保全していきたい。それから、三つ目でございますが、当然多摩丘陵というのはご案内のように横浜市と町田市あるいは多摩市という複数の都市と接しておりますので、どうしても単独で行うよりはやっぱり有機的に連携してやっていった方がこれは効果的であるという視点から、現在特に町田市と横浜市については情報交換を目的としたいいわゆる隣接3市で保全にかかわる連携会議を行っているところでございます。今申し上げたものが図の3にございます。

それから、最後に参考として、今評価のAランクからCランクまでの3段階のランクづけをするに当たりまして、項目別を書いております。これは先ほど申しました環境保全審議会の委員の皆様、これは市民委員ですとか学識者が集まった中でこういう視点からそれぞれ分野別に評価項目を設けて、これを点数化しようということでやっておりますので、これがいわゆる参考として今回お示ししました。

以上です。

#### 緑政課主幹

次に緑の創出と今後の取り組みということでご説明させていただきます。そこにありますように「美しい景観の創出と人との関わりのある緑化」ということで、都市緑化をより効果的に展開するため、現在緑の景観づくり推進事業と緑化推進重点地区整備事業を実施しております。これにより活力ある地域づくりに資する緑の骨格、拠点づくりに努めています。

緑の景観づくり推進事業ですけれども、これは緑の軸線の強化と本市のイメージアップを目的としておりまして、花壇づくりですとか花の咲く時期が長いつる性の植物を使って、視覚効果の高い緑化手法を用いて街路緑化を充実させる事業であります。現在区役所とか関係局と連携を図りまして、本年度を初年度といたしまして5カ年で事業を展開したいというふうに考えております。今年度につきましては東名川崎インターチェンジ周辺の花壇整備、それから市役所前モールのイチョウ並木の景観整備、それから、尻手黒川線の麻生区引き込み交差点周辺における花壇整備と彫刻の展示、それから武蔵中原駅前の企業の協力を基づく花壇整備、計7カ所で事業を展開しておりまして、今年度につきましてはその

うちの4カ所が引き続き来年度やっていくということになってございます。

それから、17年度なんですけど、17年度は4カ所で継続して取り組むということにしています。新たに向ヶ丘遊園のモノレール跡地での生田緑地のばら苑のフラワーロードづくり、それから高津区野川での矢上沿いの緑化整備、多摩川の花畑づくりなどを予定してございます。

それから、次に緑化推進重点地区整備事業でございますけれども、これはおとし川崎駅周辺地区と小杉地区、それから新百合ヶ丘地区の3地区で重点地区計画を市民とワークショップをやりながら策定いたしました。15年度から事業を始めておりまして、15年度につきましては2,200万円ほどの予算で麻生区の隠れ谷公園の再整備、幸区役所周辺の環境整備、それから小杉地区では丸子、中原区役所周辺街路での植栽を行いました。

17年度につきましては計画年度3年目といたしまして、川崎駅周辺地区では花と音楽のまちづくりを基調とした川崎駅西口前での花壇整備、それから小杉地区では地域住民と連携した中丸子緑道ほかの緑化整備、新百合ヶ丘地区では麻生川における桜の植栽などを予定してございます。

以上でございます。

公園管理課長

最後ですけれども4番目の市民・事業者・行政との協働の取り組みについてご報告をいたします。

緑の保全、創出、育成に関して、行政の取り組みだけではなくて、市民・事業者との協働がどうしても必要だということで、市民健康の森だとか里山ボランティアなどの具体的な実践が進んできております。また、事業者との間でも、例えば屋上緑化だとか工場緑化だとかいろんな点で具体的な実績が進んでいるんですけれども、今後ともこのような三者の「協働によるうるおいやすらぎのあるまちづくり」をつくっていききたい。実はこの緑というのは行政の課題だけじゃなくて、市民生活にとって一番大事なものでありますので、いろんな点で協力できる分野というのは個々に具体的にしていって、そういう関係をつくり出していきたい。

私は実は公園管理を担当しているものですから、このことで公園の管理との関係を少し、この資料にはございませんけれども、補足的に説明させていただきます。

ことしの3月31日で川崎市の全部の公園が1,000カ所を超え、1,022カ所に

なりました。面積も600ヘクタールを超えております。その1,022カ所の公園のうち、街区公園といいまして、以前は児童公園とってたんですが、面積が1ヘクタール未満、1万平米未満ですね。一番小さいのは100平米ぐらいから大きいのは8,000平米ぐらいまで、街区公園にはいろんな規模がございます。特に開発行為のときに引き継ぐ公園は、例えばマンションができた後に引き継ぐ公園は200平米とか300平米とか、小規模な公園がたくさん出ておりますが、800カ所を超えております。要するに1,000カ所のうちの8割以上が街区公園、小さい公園なんですね。実はこの街区公園の維持管理と運営管理についてかなり苦情があります。昨年度は全市で何と5,500件の苦情がございました。これも半端な数字じゃないんです。公園事務所は四つあるんですけども、1事務所あたり平均で1,000件を超えているということで、勤務した1日平均でしますと毎日四、五件来るという関係になってございます。

どういふ苦情が多いか、その中身を見てみますと、樹木の剪定だとか遊具のなどの施設の補修関係ですね、これと除草・清掃、この大きな三つですね。樹木の剪定、補修、除草・清掃でこの苦情の半分以上を占めてございます。樹木の剪定だとか遊具の補修については、もちろん地域の方々に全部やってくれというのは、それはちょっと無理な話ですけども、例えば下枝だとか小さい株ものの剪定は住民の方でも協力はやってもらえる。除草・清掃は具体的にやっていただける。遊具の補修については技術が要りますから、これは行政がやらなきゃいけない問題があります。現在公園には愛護会というのがございます。約800公園の7割、500カ所以上の公園に愛護会がありまして、あと3割ぐらいは愛護会がございません。この愛護会については昭和50年ぐらいからですから、もうかれこれ30年近くやっているんですが、何せここに来てかなり高齢化が目立っておりまして、活力において地域差がかなり出てございます。実はあと三、四年たちますと団塊の世代がほとんど地域に戻ってくるという意味では、この地域の中の団塊の世代の受け入れではございませんけれども、ぜひこの街区公園を地域活動の、ある意味のコミュニティの核として活用していただく。ある意味では苦情の巣というところから地域の宝にして活用できる方策はないのかなということで、実は公園の管理についての規制についてはできるだけ緩和をしていこうという行政の方の取り組みの検討を始めました。また、運営管理については一々地域でできることも全部行政に苦情を言うのではなくて、地域でできることは地域で解決するというみたいな、いわば地元管理の方策ができないのかということで、今年度各区1カ所モデル地区をつくってございます。来年度は各区10カ所、合わせて7区です

から70カ所という形で地元管理のモデル実施をして、18年度には800カ所の約半分の400カ所について地元管理にこの街区公園を移していきたいということで現在取り組んでいるところでございます。中には、この愛護会で説明していきますと、結局行政にお金がなくてできなくなったので、その事務を全部地域に押しつけるのではないかというご批判も一部ではあるんですけれども、その趣旨を、要するに地域でできる範囲のことは主体的に協力してもらいたいということで全部今説明に伺っているところでございます。

そういう形で実は公園管理についても新たな取り組みを今始めているということを補足的に申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

座長

ありがとうございました。以上で緑の保全、創出、育成について。

引き続き、コミュニティビジネスの振興についてお願いしたいと思います。

経済局企画課長

それではコミュニティビジネスについて説明させていただきます。お手元の資料に沿ってご説明させていただきますけれども、順番といたしましてはA3の大きいものについてはコミュニティビジネスの振興ということで簡単にまとめさせていただいているものがございます。そのお話とことしコミュニティビジネスに関しては私どもの方で若干調査をしておりますので、その簡単なお話をあわせてさせていただければと思います。

ただ、川崎市といいますか、私どものやっておりましたコミュニティビジネスについては、現在のところまだ体系的にこういうことで取り組むということはございません。たまたま今総合計画の作業をしておりますので、それに合わせて少し体系的な取り組みをまとめればということで考えております。その辺の関係で、作業で作成したペーパーについてご紹介させていただきたいと思えますけれども。

コミュニティビジネスも、ただそれそのものもなかなか定義といいますか、どういうものがコミュニティビジネスかというのはなかなか難しいところがございます。一言で言いますと、お手元のこのA4の縦で実態調査の関係をご紹介した一番最後に、関係するコミュニティビジネスの定義について若干ご紹介させていただいております。お話の前段としてその辺の関係を若干ご案内させていただきたいと思えますが、基本的に私たちが、特

に経済局でいろいろ議論をしたりするときの一つのベースになっているのは、一番上に書いてあります関東経済産業局の定義ということで、これは関東経済産業局の方でコミュニティビジネスに関する調査研究をしたときに、その定義として決められたものでございますけれども、内容的には市民の方が介護とか育児、環境保護などの地域のさまざまな課題をビジネスチャンスとしてとらえて、ビジネスの手法で解決してゆくことであり、地域におけるコミュニティの再生と地域経済の活性化を同時に達成できる地域づくりの新しい手法というふうに位置づけまして調査するということ。基本的にはこの辺をベースに考えておりますけれども、その一つ飛んだ下の横浜市がやはりいろいろ施策を進めるに当たって定義しておりますけれども、横浜市の場合は少しそれを幅広にとらえて、なおかつ具体的な例として高齢者支援ですとか子育て支援、子供の健全育成、環境・資源の保全、商店街活性化など、地域・コミュニティのさまざまなニーズや課題に対して、市民みずからが主体的に、地域の人材やノウハウ、施設、資金等を生かして、継続的に事業を行うビジネスの手法で解決してゆくことで、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化を目指すビジネス、そういうことで規定しております。中身としても比較的幅広にいろいろ支援をしていくというようなスタンスを持っております。私どももこうしたことを参考に進めさせていただいておりますが、ただ川崎市も個々のいろいろな施策の中で実質的に支援をしているようなところもありまして、そうしたもののとの関係をどうまとめていくかということは課題だと思えます。

少し抽象的といいますが、能書き的なお話になりますけれども、いろいろ少子高齢化の進行とか市民のニーズとか地域の課題というのは非常に多様化してきていることが背景としてございますし、もう一つあと、雇用とか地域経済の活性化というふうに書いておりますけれども、特に若い人たちなどでは働くことに対する意識の違いが今大分出てきております。そういったことを反映してコミュニティビジネスの期待ということが語られております。そういったことを受けまして、真ん中の方に基本目標、視点というふうに書いておりますけれども、一つはそういう住民のニーズにきめ細かく対応する質の高い公共サービスといいますが、公益的なサービスの提供あるいは地域の雇用の創出、または技術、人材、そうした地域の資源の活用ですとかコミュニティづくり、高齢者の生きがいづくり、町の文化の多様化、こうした要素を実現する活動に対して行政としても少し支援あるいは連携した活動をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。とりあえず行政の役割としてはその下にございますように、サポート役としての活動あるいは支援、環

境整備、そうしたことをやっていければいいんじゃないかというふうに考えております。

一番右に書いておりますコミュニティビジネスの振興ということでは、そういったことでモデル事業の実施ということで書いておりますけれども、こちらの委員さんにもいらっしやいますけれども、私どもは今多摩区の方で「たま市民生活・文化産業フォーラム」ということをやらせていただいておりますけれども、それも一つのテーマとしてコミュニティビジネスの振興について具体的にいろいろご議論いただいたり、連携する中でいろんな施策のあり方ですとか、そういったことを追求したいということで進めております。

そういったことで、とりあえずことしやりました調査によりますコミュニティビジネスを実際やられている方々の要望ですとか、少し行政が現に実施している事業とかを統合して、体系化して17年度以降の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。特にかなり具体的な絞ったところでお話ししますと、経済局として今までも創業支援をやっております。そうした中で個人でやられたり、あるいは商事法人といいますか、株式会社ですとか有限、合資、そういった会社で事業をやられていることは操業に当たったの支援措置があるんですけれども、現在のところNPOでやられたときに支援措置がないようなこともございますので、その辺の今後どう対応するかを今検討させていただいております。そういった支援措置等も考えていきたいというふうに考えております。

施策としてはそういうふうに考えておりますけれども、そうしたことを検討する前提になっておりますコミュニティビジネスの課題について簡単に、私どもの担当の方から若干ご紹介させていただきたいと思っております。

#### 経済局企画課主査

それでは私の方からコミュニティビジネスの実態調査、平成15年度の後半に行ったものの概要をお話ししながらコミュニティビジネスがどういったものなのかということをご説明させていただきたいと思っております。

今、ごらんになっているA3の紙の1枚目のところですね、追加させていただいた資料になるかと思いますが、市での主なコミュニティビジネス団体というふうにした紙があるかと思いますが、そちらの方をごらんいただきたいと思います。コミュニティビジネスといいたって、何だかよくわからないというふうによく言われるんですが、事業主体としましては何でもいいということになっているんですね。有限会社もあればNPO法人もあればワーカーズ・コレクティブもあればといったような形で主体は構わないだけ

れども、要するに市民で、それから地域課題、それからビジネスの手法と、この辺が一つのキーワードになるかなというふうに思います。具体的な活動内容は本当に複雑多岐にわたっておりまして、NPOの認証でも17の項目が分かれておりますけれども、主にそれに従って分野を分けていきますと、平成15年度に行った、これはヒアリングを行った団体のうちの幾つかを挙げたものなのですが、このような福祉が多いですけれども、情報ですとか環境ですとかまちづくりあるいは国際協力、そういった形でたくさんの分野があります。事業の概要も配食サービスや訪問介護サービスから始まって、NPOの支援ですとか、それから不登校児のフリースクールですとか、本当にたくさんの分野にわたっています。これらは行政がもともと取り組んでいたものあるいは民間の企業が取り組んでいたもの、そこから落ちてしまったもの、いわゆるニッチの産業ということで新しくNPOなりコミュニティビジネスが入ってきたというようなことになっているかと思えます。

それぞれの分野、事業主体、事業概要に応じた課題があるわけなんですけれども、例えば課題の中で広報が不足しているだとか、資金が足りないとか、スタッフの研修がなかなかできないとか、そういった幾つかの事例が行あります。また、市への期待もこちらの右の方に載っておりますけれども、幾つかの市への期待というものがNPOの中から見ていくことができました。

それらをまとめてみますと、また、もとのA3の紙に戻っていただきたいんですが、事業者の抱える課題の主なものをこちらに挙げておきました。相談ができる身近な窓口がないと。例えば区役所に行って相談していいものなのか、あるいは例えば介護をしているので健康福祉局に行くのか、あるいは公園管理の事業をやっているので環境の方に聞いたらいいのか、あるいは区役所なのか、非常にわかりにくいというところがあって、どこに聞いたらいいのかわからないので、いわゆるそこに行けば全部わかるというようなところが欲しいという話があります。

それから、コミュニティビジネスをやられている事業者の間でもお互いの活動が何をしているかわからない、そういったものが全部わかるようなものがあればいいと思うのですがというところがあります。あとは活動の場所ですね、この場所、市民活動センターはそういった方のために場所の貸し出しをしているんですが、何分市に1カ所ということだと、なかなか地域のそれぞれの場所でやりたいといったときに場所がないという話があります。

それから、やっぱり人材育成ということで、市全体としてNPOなりコミュニティビジ

ネスなりの支援のための研修ですとか学習の機会というのはなかなかとりづらいと。あとは情報の発信の機会がない。あるいは活動の資金自体なかなかこれは苦しいものがあるということで、アンケート調査と、それからヒアリング調査、これを実施いたしました。

資料1の方に戻っていただきたいんですが、こちらの方、資料1ということで7ページほどのものがありますけれども、基本的には市内コミュニティビジネスがどこかわからない部分がありますので、いろんなNPO団体等を探して、360団体の中から216団体にアンケート調査を回答していただき、その中からヒアリング団体30団体ということで、調査させていただきました。詳しいことはこちらの内容をお読みいただいて、主な課題、先ほど申し上げましたけれども、それに対してどのような取り組みをこれからしていくのかということ、検討をさせていただこうかということでございます。

以上でございます。

座長

はい。では、この後、自由闊達に議論をこのテーマに沿って進めるということになりますが、できるだけ意見は似たようなところで集まる方がいいんですが、基本的に気になった点をどうぞ制限時間内であれば自由に発言していくことをお願いしたいと思います。

きょう、私たちの目的というのは提示された資料に基づいて、合計画の実行計画にどのような視点、どのような考え方を取り入れていきたいか、この場を通じて市の方で受けとめてほしいということが出せればよいと思っていますので。何かいきなり言えと言われても困るよね。

市民委員

三つのうちのやつは、例えばこれは緑とかコミュニティビジネスとか時間とらないで、ごっちゃごちゃでいいんですか。

座長

ここで意見をまとめるということでは多分ないので、一応自由に意見を出してくださいということで。

市民委員

でも、自転車から始めようとか。

座長

まあ、そういうふうに協力していただくと逆に感謝いたします。

それでは大体30分ずつで区切って、まず最初は自転車と共生の取組について。

副座長

まとめるといふか、総合的なものもあるかもしれませんね。

座長

はい、わかりました。いずれにしても今から7時20分まで自転車の共生の取組について、質問を含めて構いませんので、意見を述べていただければと思いますが。

市民委員

よろしいですか。説明を伺っておりまして、まずちょっと印象的だったことがありますして、確認をさせていただきたいんですが、まず自転車のことに関しまして、市のご担当の部署としては自転車に乗るといふことはよいことと思っているのか、なくなってほしいと思っているのか、わかりませんでした。環境に優しい乗り物で、川崎市はもっと自転車で住みやすい町にしたいのか、自転車を排除したい町なのかというのは、はっきりした方が施策がはっきりすると思うのですが、安くて便利なので何か普及しちゃいましたみたいな感じだとかがあったりして、その辺のスタンスはどうなんでしょうか。

自転車対策室主幹

はっきり言いまして駅周辺の放置自転車に関しては、私はなくなった方がいいと思っています。ただ、自転車利用自体をなくすべきものとは考えていないんです。非常にこちらで放置自転車対策をやっている私自身としてもジレンマを感じています。自転車は確かに私も利用していますし、便利です。ただ、駅前のこの皆様方、市民の方々の放置している状況、これはなくしたい。そのための対策は考えていきたいというふうに思っています。

座長

乗ってほしいということで理解してよろしいですか。

自転車対策室主幹

乗ってほしいですし、乗るのは市民としてこれはしょうがない。ただ乗るに当たってはルール、マナーを守って、人のことも考えて利用しましょうというのは考え方の基本です。

座長

そこには積極的にという修飾語はつかない。

自転車対策室主幹

積極的な自転車利用者促進を図るべきかどうかという点ですか。

座長

はい。

自転車対策室主幹

今、放置自転車の現状を考えると積極的とは、ちょっと難しいというのはございます。

座長

そういう回答です。

市民委員

であれば、自転車を使わないまちづくりをするべきでありますね。駅には自転車に乗らないで絶対に行けるとか。だと思えます。自転車に乗って移動しようねというのを優先するんだったら、上手な乗り方を徹底すべきだと思います。

例えば、デンマークなんかはもっと学校なんか広い学区なので、子供たちも自転車で通学したりするんですけど、年長組ぐらいの年代で自転車練習というのが徹底されます。その試験を受からないと自転車に乗って学校へ行けないとか、そういう仕組みを取り入れているところもありますよね。

自転車をもし促進するということであつたら、川崎市市民の2分の1、2人に1台あつ

て多いですとおっしゃっていましたが、サステイナブルな都市として表彰された、EUでトップをとったイタリアの町は1人4台かなんか持っていますよね、自転車ね。使い分けていますね。休日にロードとか河原を走るなど。その辺をどういう価値観なのかな、私ははっきりした方がいいと思いますし、どちらかに徹底するというふうにしないと、結局どっちつかずになりそうな気がしましたので、市民の皆さんも自転車について、どういう町だったらいいかということそれぞれお考えがあればいいかなと思ったんですけど。

#### 市民委員

それに関連してなんですけど、この会議の中で自転車をもっと積極的に活用するというか、使っていく町にしようという、そういうお話がありましたよね。そして、そのようなことを前提にしてまちづくりというか、道路を整備していくべきだという意見があったと思うんですよね。あれは割とこの会議の中では賛同することが多かったと思いますよね。それが1点ですね。

それから、あと、この自転車の施策を見ていますと、非常に受け身なんです。受動的な受け身なんです。今おっしゃったようなことも非常に受動的ですよ。私は自転車というのは利用する立場ばかりじゃなくて、メーカーの立場、それから販売する立場もあると思うんです。メーカー責任、販売責任。だから自転車というのはどういう車体番号とかが何かあるのかわかりませんが、あるんですか、メーカーには必ずそういう車体番号のないような自転車をつくらせないとか、少なくとも川崎で売る自転車についてはメーカーの独自のナンバーでいいわけから、例えば有名なナショナル自転車なんてありますね、すると「ナの何番」とか、何かそういう番号を打つことをメーカーには義務づける。

それから、販売店の責任。これは放置するということが頭の中にあるわけなんですけれども、放置したらどうするんだということでありまして、販売店さんは必ず、放置しないというふうな誓約を売り主との間に結びつけさせて買主と車体番号を行政に登録させる。そして、例えば放置後1週間たったら撤去しますよと、さらに1カ月たったら売却しますよというふうな契約を売るときに義務づけるということで、かなり強制的にそういう仕組みづくりをすると、やたらに放置するということにはなっていないのではないか。ある程度車体番号から買主が特定でき、放置すれば必ず何らかの形で罰則があるわけですから非常にケアする度合いが、ケアする意識が高まってくると思います。売却するところはたく

さんあるんですね。外国に売ると非常に外国の人は喜んでくれます。売る方も一生懸命やってお金を稼ぐというサイクルをおやりになる。そういう能動的な意味でのやり方で、放置自転車をなくす方法を考える。法的規制を設ける、強制を設けるというようなことをぜひお考えになったらいいんじゃないかと思います。

市民委員

自転車撤去したら、本日は何十台仕入れさせていただきましてありがとうございましたとかって。

副座長

中原区は自転車と共生するまちづくりというふうに銘打って最初にやって、全国的にも珍しいということでNHKが最初取材に来たんですけども、もうちょっとまとまってからと言われてなくなったんですけど、そういうことから考えると、自転車優先の共生のまちづくりを考えた方がいいですね。それを見ると、小杉が5位になったというのは、以前は5位じゃないと思います。こんなに少なくなかったんです。企業と、イトーヨーカ堂なんかと創意工夫して、イトーヨーカ堂のところにちゃんとガードレールを敷いたものですか、道路にはみ出さなくなったりとか、創意工夫ができたんですね。そういうふうにしていけばできるということと、そのためには、私もいろいろ共生ということで全国のモデル地区も調べましたし、例えば成城だと、あそこは高級住宅街ですから駅の周辺には自転車を置きたくないという、よくテレビでやっていますけれども、地下駐車場なんですよ。らせん状にぱっと入っていく駐車場。あそこは高級住宅街ですから駅にはないんですけども、駅周辺にはないんだけど、地下に入っているんですよ、ちゃんと。そういうふうな簡単に何秒で入る自転車、それから、駅にもたしか後からつくるって言っていたと思います。それから、巣鴨なんかもレーン引けばぱっと入って行って上の方にいく。いろんなところを見させていただきました。だから放置しなくても創意工夫で今本当に自転車に対する権利というのか、自転車の所有権みたいなものがちゃんとできてきているんですよ。

策定委員会で、外国では電車でそのまま自転車に乗れる国もあるという、そういう移動機関もできるという。車と比べれば自転車の方がずっといいですし、それからもう1点考えたいのが、自転車の動かし方というのが車いすと共通なんですよ。内輪差というんで

すか、あの回るのが。そうすると、高齢者の車いすの対応も考えられますし、中原区なんかは平地ですから、お年を召したらば出かけられないけれども自転車なら出かけられるっていう、行動範囲が広がるという利点もあるんです。北部の方の方たちも坂があるから大変とはおっしゃるかもしれないけれども、年をとったらどうなるかということを考えると、車いす社会も一緒に考えられる利点があるんですよ。

もう一つは、建設省のホームページでは歩行者・自転車優先の道づくりホームページってずっとやっているんですよ。これは特別施策でお金も出ているところもあると思いますけれども、こういうことをやっていますので、ぜひその辺は積極的にやってほしいと思うのと、それから一つ言ってきた意味があったなって、よくぞやっとな、附置義務の条例、これは褒めます。すごいと思います。大変だったと思いますよ。商店街は本当に一番大変なんですよ。でも外国なんかはたった2台の下に置く、前輪だけはめればいいというものもあるんですよ。道には広がらないで済む。ただ、枠だけ。簡単な枠です。はめれば自転車の整理できるという、そういう附置義務だってあるわけじゃないですか。小さな小売店ほどやってないんですよ。買い物に行きたくても荷物が多くなると、今は昔みたいに御用聞きじゃないですから、全部みんな自転車で買いにいかなくちゃいけなくなっている主婦の立場ってわかると思うんですけども、荷物が多くなったら自転車で行くしかないというのがあるんですよ。

それから料金格差もよくぞやっとなと思います。これも中原区で出ていたんですよ。管理者のいないところはどうするんだって。二ヶ領用水の自治会館の裏、あそこもお金を取ってたんですよ。どこにお金を払いに行くかも書いてなかったんですけどもね、管理人がいないんですよ。どこに払いに行くんですかといったら小杉駅のフロムの前までお金を払いに行くんだって言うんですよ。そんなことできるわけないでしょうと。料金格差つければ、今は利用者もできてきたし、本当の意味から言うと、これからは自動車よりは自転車、私は高津区から川崎区まで全部自転車ですよ、晴れていれば。川崎市は自転車の方が便利ですよ。それで二ヶ領用水沿いに自転車で行ってごらんください。二ヶ領用水ではちゃんと水路になっているんですから。昔の暗渠を見れば二ヶ領用水ですから、昔の二ヶ領用水が走っていたところを知っている人は、みんなそれ利用しているんですよ。高齢者の方たちは多摩区、麻生区までも行っていますよ。だって、昔の柿生小学校分校の子供さんはどうなっていたかという、あそこの子供は小田急線で、校長先生の子供たちね、あの子供は柿生まで自転車が出ていたんですよ、黒川から。それで新宿の学校に通ってたん

ですよ。川崎は南武線が不便ですから、新宿の学校に通って、多摩校の先生になったんです。

そういうことを考えれば、自転車の社会というのは安全面から、事故が多いのは確かにあります。その辺は考えなくちゃいけないと思いますけれども、積極的採用方法を私は共生というところで考えていけたらいいと思います。

市民委員

私は麻生区に住んでいるんですけども、非常に坂の多い場所で、そういう意味では自転車よりはバイクなんですけど、ここで言われていることは自転車とバイク両方という認識でいるんですけど、それはよろしいでしょうか。

自転車対策室主幹

はい。

市民委員

ということで、バイクも含めていろいろ考えていただきたいということが一つあるんですが、あともう一つは、やはり場所があるのに使われないということは、もう少しその辺、なぜそうなっているのかというあたりは、やはり使う人たちの意見を聞いてみるというのが大事だろうと思うんですね。今そういうアンケートもとっているとありましたけれども、そういうことをどんどんやるべきであろうと。

単純な、私もたまに使うことがあるんだけども、このバイク何か調子悪いなとか思いながら使っていることがあるんですね。例えばそういう置き場に修理をしてくれる業者がいると。ブレーキを直してくれるとか、それから荷物も預かってくれるとか、単に自転車・バイクを預かるだけじゃなくて、もっといろんな便利なことをそこでやってくれるといいんですね。何か場合によってはちょっと買い物頼むよと言って置いておくと買い物までしてくれるとか、何かそういうふうに、そこで新しいビジネスも生まれそうな気がするし、そこを使うと便利だというようなこと。何も自転車を預かる、保管するだけじゃなくて、いっぱい何かそういう生活上のことを考えると出てきそうな気がするんですよ。そういうのは使っている人らの意見を聞くと、いっぱい出てきそうに思うので、もっと視線を広げてやると何かおもしろい話になってくるんじゃないかなと、そんな感じはします。

## 副座長

さっき褒められた附置義務条例の制定なんですけれども、私もこの商業施設や銀行が駐輪の施設を新築してほしいというのは、そのとおりだと思うんですけれども、ただ、本当に困っているのは、二、三時間で買い物や銀行業務、仕事を済ませてすぐ乗って帰るのだったらいいんだけど、1日じゅうとめておかれる通勤・通学の自転車に対して一番困っているんだろうと思うんですね。そういう自転車のとめ方をする人というのは、駅の近く、バスで2駅ぐらいの大型集合住宅に住んでいらっしゃる方が、そういう自転車の使い方をしていると思うんですけれども、この附置義務条例の変形版と言ったらいいのかな、バスで2駅ぐらいのそうした集合住宅を建てる場合、40戸以上建てる場合は、公共駐輪場をこのマンションはここに置くのよというような、そこに付けるような基金も必ず出すのよというような建て方を、ぜひ集合住宅を建てる場合はしてほしいという、そういう義務というのもあるけれども、協力をするような建て方をぜひしてほしいなと思います。

それと、私は溝ノ口に住んでいるんですけれども、新しくできた駐輪場の3階、4階なんていうのはなかなか持っていけないんですよ。ほとんど上段の部分は全部あいているんですね。じゃあ、この2番にあるように料金格差の問題なんだけれども、屋根があるから100円で4階まで持っていけと言われるよりは、あそこただだから置いたらという方がいい。せめてこの料金格差ではなくて、中学生なんか100円とられるというので丸井の地下なんか置かないですよ。ですから、無料の駐輪場があってもいいし、また、もしお金を取るのだったら、さっき話にも出た非常にコンピューター制御で置いたらしゅっと入っていけるようなタワー型みたいな、あるいはホール型というんでしょうか、そういうのが報道されたりしていますので、どうせお金をとって置くのならば最新のそうした駐輪施設をつくる。そういうのだったら、たとえお金を取られても、そこに置けばそんなに手間もかからず重たい思いをしなくてもできるというような、そういう駐輪施設をつくってみるといのも一つじゃないかと。

また、それぞれの区に、恐らく高津区は今自転車問題研究会ができて活動しておりますし、市民も撤去に協力したり、あるいは片づけに協力したりしているわけですから、そうしたそれぞれの区の市民が協働ということで提案もあったんですけれども、ぜひそういう提案が、高津区の場合は公共自転車の提案なんていうのも打っているようなんですけれども、そういう提案を取り入れるような、それぞれの区やその町に合った市民の提案が生か

されるような方向で検討していただけるといいなというふうに思います。

座長

どうぞ。

市民委員

この資料を見ますと自転車による事故が非常に多いです。私も実際に自転車の事故に遭った経験があります。今放置自転車に対しての方策は新しい取り組みと、今までの施策の評価ということでたくさん出ていまして、今後こういう取り組みをすればよくなるだろうと想定できますが、この事故の原因は調べたことがありますか。また、その事故に対して安全策はどのようなふうに思っているのですか。幾ら環境によくて、経済的といってもやっぱり安全でないといけないと思います。歩道には子供もお年寄りも歩いていますので、安全対策に対してはどのような考えを持っていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

建設局企画課長

今確かに事故の原因というのは交差点とか、歩道の中を自転車と歩行者が混在して走っているというのがほとんどの場合ですので、自転車が歩道の中を安心して走って交差点に出て、出会い頭に車とぶつかるとか、あるいは歩道の中で歩行者を傷つけるといったところが多いという、原因については全国的にそんな調査結果も出ておりますので、これについては確かにご指摘のとおり、歩道あるいは車道にかかわらず安全な道路、生活道路をいかに確保していくかというのが課題になっています。

その中では人と自転車と車が共生できるという言葉もよく使われますけれども、調和した整備というのを何かできないかということで、今川崎区の中では一部そういった具体的な車だけではなく自転車の流れも含めて調べて、ケーススタディーとして自転車をどのように走らせるか、あるいは今は自転車と歩行者がどこを歩いたらいいのか、どこが一番安全なのかというのがわかりづらい、わかりにくい通り方をしておりますので、いかにわかりやすく表示をしていくか、あるいは標識を立てるか、色を塗るか、交差点をどのように改善したらいいのか。そういったところの検討を一部始めておりますので、先ほども出ていましたけど、一番危険なところは市民の方が一番ご存じですから、市民の方と一緒にその辺は区も連携して意見を聞きながら対応しよう。

もう1点、自転車だけでなくて歩行者が一番安全でなければいけないと思っておりますので、安心歩行エリアのモデル地区を決めて、エリアを規定して市民の方に、ちょうど今市民の方の意見を聞きながら危険箇所、ヒヤリハット図みみたいな言い方をしておりますけれども、そういったものがつくられて、集中的に原因と対策の具体的な案ができれば改善していきたいと思っております。

理想的なのは自転車道を分離してつくるというのが理想なんですが、ご存じのようにこのような密集した市街地であるととても無理ですので、少なくとも表示をはっきりするとか、できる交差点の改良はどこにあるのかといったところは、真剣に市民の方の意見を聞きながら区と連携してやっていきたいというふうに考えております。

#### 副座長

一つ質問して、豊島区の鉄道事業に課税をするという自転車の問題がありましたけれども、近畿の方は、関西の方は駅の下に自転車駐輪場が多いという話を聞くんですね。駅まで自転車で入ってきて、そのまま電車に乗るという。関西に住んでいた人によく聞いたんですけれども、その辺ちょっと1回調べてみたらおもしろいかなと思うんですけど。

あとは、私が見たのでは静岡の方だったと思うんですけど、鉄道が今みんな下の方を走っていますよね。そうすると斜面をたった1台の自転車が通るような歩道をつくって、その斜面に自転車を並べているようになっているんですね。

それから、五反田がそうですね。もう調べていらっしゃるからご存じでしょうけど、電車の斜面を自転車置き場にしたという事例がある。創意工夫すると意外と自転車置き場って違う方法論があるんだなと思ったんで、関西は駅前に置いてないんだよ、奈良県なんか特にと聞いたんですね。

それから鉄道事業者が、豊島区の鉄道事業に課税というのはまた問題だけれども、何でそういうふうなことができないのか。確かに関西の電車はすごく発達していますよ。私も単身赴任で夫が行ったんですが、全然違うんですね、関西の電車というのは。いろんな面で創意工夫されているんです。ドアの前にいすが出てくるんです、昼間は。どうしてドアのところがいすがあるのか、どうやって出てくるのか、京阪なんか調べたかったんですけどね、ドアのところには普通はいすはないですよ。出入り口ですから。でも、昼間はドアを減らすんですね。そこにいすが出てくるんです。どこからいすが出てくるのか、関西は何かアイデアで違う点があるんです。やっぱり関西に学ぶ部分が国内でもあるんじゃない

ないかなど。情報としてはみんなホームページに載っていると思います。調べてみてください。

座長

ありがとうございました。ここで一たん打ち切り...、では大枝さん。

市民委員

自転車に乗ることを推奨するのであれば、自転車に乗ることが格好いいんだよということを醸成したらいいと思います。「るるぶ川崎」が出て、多摩川のサイクリングロードの記事、ページが結構あったんですけど、ああいうのが川崎の格好いい休日の過ごし方だよとか、格好よく自転車に乗るには駅前に置いたら格好悪いよねということをもっと醸成していくという感じでやって、そういうことを含めて自転車ノーマルなのかイエスなのか。イエスならば本当に格好いい自転車ライフスタイルというのをもっとPRするといいかなと思いました。すみません。

座長

自転車に関してはきょう市民会議から出ている意見は、推進してくださいというか、ここは対策になっているんですけども、対策じゃなくて推進に切りかわるような社会になるといいんじゃないでしょうか。

自転車対策室主幹

ありがとうございます。

座長

では、続きまして緑の保全、創出、育成についてのご意見をいただきたいと思います。時間は20分程度ですが。

市民委員

質問ですけども、よろしいですか。一番私が関心があるのは、野球場、それから競馬場ですね。あの辺のところの緑はどうするのという感じが全然わからないんですよ。川崎

区の中では、あの辺が物すごい緑の潜在力がありますよね。ポテンシャルティがあるでしょう。今後、緑をどういうふうに織り込んでいくのかということが関心なんです。

企画部長

富士見公園という、川崎の中でそれこそ大規模な公園で、非常に植栽も、木も大きくなってきて、川崎駅に一番近いところにあるということで、あそこには競馬場の問題もあるし、競輪場が入っていると。それから、富士見中学校があって、その学校の校庭が非常に狭いという課題があるということ。あるいは労働会館ですとか教育文化会館ですとか体育館だとか、そういう施設が非常にあって、公園の中には一定程度そういった市民利用施設は認められるわけですが、そのボリュームがかなりオーバーをしていた時期があったということ。それと、そもそも公園の中に競輪場はつくれなかったというんですか、あれができたときはまだ法律がなくて、結果としてあそこに競輪場があるわけですが、今現在は法律の中では公園の中に競輪場をつくることができないということがございまして、そういう意味で富士見の問題はただ単に公園だけの問題ではなくて、今言ったようにさまざまな施設の、例えば教育文化会館もかなり老朽化をしてきているとか、あるいは今申しあげました競輪場については、あそこには今の法律ならば置くことができない形になっているということで、いろいろな課題がまたがっているということで、あその課題自体は私どもの総合企画局の臨海部整備推進室というところが一応所管をしているという、そういう総合調整がどうしても絡んでいる。公園自体は、環境局さんなり競輪場はそれぞれ経済局だとか、所管がまたがっていると。

今の計画の中では、競輪場は競馬場の中に移転をするというのが今の方針で、これは10年ほど前につくった方針なんですけれども、ただ実態的に競馬場は株式会社が持っている施設でして、当然そこに行くためには了解をとらなければいけないわけですが、競馬場の中に競輪場を入れるということは半地下みたいな格好になって、かなり費用がかかるという形の中で、結果としてなかなかやっぱりハードルが非常に高いという状況になっていまして、そういう意味ではあそこ全体を今どうしようかというのがまさしく大きな課題になっていると。そもそも競輪場をどうするか。競輪場も一応収支は黒字なんですけれども、そういうような課題。今回も総合計画の中でどこまで詰めようかという形で、いろいろチャレンジはしてきた部分があるんですけれども、現実的には今の方針の中では、競輪場は今100億円を一応目標に競輪の基金を積み立てています。それが今たし

か50億円ちょっとぐらいまでたまってきているんですけども、もう少しそれをためる時期や期間が要るだろうということで、そこら辺をにらみながら全体の計画ですね、それぞれの施設の計画、公園本来の計画、これをどうしようかというのが課題になっています。

それともう一つ、やっぱり今現在富士見公園の中でホームレスの問題が大きな課題になっています。できるところは一定程度行くということですけども、競輪場本体をどうするかという課題については、もう少し基金をためるという意味の時間がかかるのかなというふうに思っています。今はそういったような状況です。

市民委員

競輪場の話が中心になりましたけども、野球場だってもう大変なものですよね。古くなってしまっただけでね。

企画部長

野球場については老朽化をしているということで、川崎球場自体は全部取っ払って解体をして、今現在はグラウンドみたいな形であるような、そういったような施設に二、三年前ですか、変えたというような状況になっています。

上野委員

いずれにしろ、あそこはやっぱり川崎の財産だと思いますよね。

総合企画局長

そうですね。

市民委員

そんなことでやっぱり中心となって緑もいっぱい残しながら、残すというか積極的に活用しながら、お金がかかるかもしれないけれども、それこそ長期的にプランをつくって、そしてうまくお金を生むような施設に持って行ってもらいたいですね。

市民委員

一つは質問と、もう一つはお願いなんですけれども、一つは2011年に400ヘクタ

ールの樹林地を設定したということなんですけれども、ここには施策として書かれているのは各制度に対応しての実績だけなんですけれども、計画としてこういう制度を使ってこれだけ確保しようとか、当然のことながら基礎的な調査を終えられていると思うんですけども、それに対応してこの部分はこういう制度で持っていこうというような形での計画、ある程度年次も入れてのプログラムとしての計画というのができているのか、できていれば示していただきたいということが第1点です。

それから、もう一つはお願いというか、斜面緑地の評価項目についてということで、先ほど環境審議会の先生方の意見でまとめられたというような話でしたけれども、その中に植生と分けて動植物情報というのが入っているわけなんですけれども、いつもながら動植物情報というのは希少種がいるかないかという判断が一つの目安にされていて、希少種さえいなければ開発はオーケーですよというような話が、大体開発アセスメントなんか見るとそういう基準で考えられるわけなんですけれども、これは植生とも関連してきますけれども、例えば樹林地の評価としてどういう樹林地が良好な樹林地と言えるかということ考えたときには、希少種というか絶滅危惧種があるかないかというような話ではなくて、いかに多様な種がそこに生息あるいは生育しているかということの方が重要な要素であると思うんですよね。そういうこと、例えばと言っても余り具体的な話をしてもしようがないんであれですけども、要するに1カ所である面積を区切ったときに、そこに何十種の植物、種が生息、生育しているか、それが多様であれば生態系として良好なバランスがとれていると思われるわけなんですけれども、そういう判断基準を入れていただきたいというのが一つですね。

それから、一般的には多様性ということで出てきますけれども、もう一つ川崎市の自然を考えたときに極めて自然と言えるようなものが少ないわけですので、特に希少種というよりはむしろ地域の固有性というか、遺伝子的に見て地域的に固有な種がいるんな形である程度バランスがとれて生息しているというようなことの方が、我々の感覚からいって評価に値するんじゃないか。例えば希少種ではないけれども、ゲンジボタルが生息しているというようなのは、これは非常に評価していいものだと思うのですけれども、そういうのはこういう項目だと出てこないということで、そういうものも取り込んだような基準にしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

緑政課長

まさにご指摘のとおりだと思います。幾つかご質問があったんですが、1点目のいわゆる樹林地の400ヘクタールということなんですが、これはご案内のように30プランというのは、市域のいわゆる30%に相当する緑を確保したいという一つの目標でやっています。この緑というのは大きく分けまして緑の保全ですね、現況の山を守るとのことと、もう一つは緑を創出、要するに生む、街路樹の植栽ですとか、それから公園緑地の整備ですとか、守ることとふやすこと、これを同時でいろんな施策をやっていきたいと思いますというのが一つの大きな話になっていますね。その中で、樹林地というのはやっぱり現状の緑を守っていく。変な話、減らさないことがふやすこと、そんなような感覚なんですけど、当然先ほど資料に基づいてご説明しましたが、やっぱり緑への対応しているいろいろあると思います。当然緑というのは固まりとして見ますので、さっき言われた希少種の話にも関連してくるんですが、緑の固まりとして見たときに、やっぱりそれは評価が高い。川崎の地形を見ていきますと、どうしても市域の北西部にある程度集中をしていると。それが先ほどご説明した、一つには多摩の崖線と言われる、南武線から山が見えますよね。あれが一つありますね。

それからもう一つは調整区域、これは先ほど申しました岡上と早野と黒川、ここにまとまった緑があると。特に黒川には委員さんの方何名の方がいらっしゃって、行かれた方もいるんですが、明らかに黒川の緑と市街地の緑というのは違いますね。私も結構現場へ行っていますので、これは違います。どこが違うかというところには言えないんですが、とにかく量とかその存在感が違いますね。そうしたいろいろな緑がありますので、それに対応した施策を今打っていると。

先ほどご説明した中で、やっぱり恒久的なものについては緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定ですね。これは都市計画決定しますので、当然そういう目的を持って指定しますと。これが一番強いわけです。そうすると、当然それ以外に土地の所有者の方は使えません。そこで山林を伐採して住宅を建てるとか土砂を搬入するとか、そういう土地利用は当然不許可になるわけですね。不許可になると当然自分の権利を制限されたわけですから、その代償措置として買い取り請求という制度が付与されていますので、それで買っていくと。それが一番強い。これは恒久的な保全地の話です。そういうふうに、いろいろ緑の現況対応した施策を行っているということです。

市民委員

それぞれに対して数字として明確な目標で、要するに計画ですから、そういう計画というのは行き当たりばったりでやることではないはずで、そういう目標数字が出ていて、それに対してやっているのかということですね。

緑政課長

行き当たりばったりというお話にあったのですが、やっぱりその一つの基準となるものは、先ほどお話ししたランク別による保全手法、これが一番大きな話ですよ。そのランクづけのもととなっているのは先ほど申した評価項目。先ほど希少種というお話をされましたが、当然その前としまして、その緑の固まり、樹林地の固まりと見たときには、まさにおっしゃるようにいろんな生物が存在しているわけですね。その時点で、固まりとして見たときに一番評価が高いわけですから、そういう点である程度そこには動植物がいると。そういうものを含めて評価項目にしております。逆に何をもちて希少種というのかは解釈によって違うと思うんですよ。ただ、一つにはやっぱりレッドデータブックですとか、あるいはほかにない、ここにしかないもの、そういうものもやっぱり希少種。いろいろあると思うんですよ。だから、それは地区の応じによってそのものを守っていく、そういうスタンスでやっていますので、例えばホトケドジョウなんてですが、専門家の人に聞きますと、そこにいるホトケドジョウは一つのDNAを持っていますと。ここにいるホトケドジョウとはまた違うんだと。だから、ここにいるホトケドジョウをこっちへ持っていてもだめなんだよということは言われていますね。まさにその種、その環境に応じたものしかだめなんだということも私どももよく専門家の方から教わっていますので、そういうことも踏まえて今やっていますというのが実情ですね。

座長

回答の方はもう少し明確に、委員の方から出ているのは計画というのはあるんですか、ないんですかという、簡単な質問なんですよ。

緑政課長

計画ですか。計画は400ヘクタールというのは目標値ですから、そういう意味ではあるということですね。

座長

それはいずれどこかで提示されると思っていいんですか。

緑政課長

それは総合計画とのバランスもありますので。ただ400ヘクタールというのは2011年までに確保したいという計画です。

座長

いや、だからどのような手法でそれを実現していくか、どのような制度を利用していくかという、より細かいレベルのブレイクダウンした計画はあるのか、それとも、先ほどの言葉を引用すれば行き当たりばったりになっちゃうのか、それを明確にして。

緑政課長

それはですからご説明したように、緑の対応によって先ほどの三つの制度を駆使してやっていきたいと。法律と条例と要綱に基づいてやっていきたいと思っています。

座長

だから、そのときそのとき判断していきますというふうに理解するしかできないんですけど、よろしいですか。

緑政課長

いや、緑の現状を見ながらやっていくと。その場所に応じた施策を行って行きたいと考えています。

市民委員

もういいって。

座長

すみませんでした。

## 市民委員

がらりと話を変えます。多摩川についてです。先ほど多摩川の河川利用で、多摩川のお花畑という話が出ましたが、それにつきましては先ほどの植生等もありますけれども、今も河川敷に幾つかお花畑があるんですけども、本来の河川敷にはコスモスもバラも咲いていないということなので、一生懸命やっていたらしゃるので本当に申しわけなくて申しわけなくてという気持ちではいるんですが、今回の台風なんかでも、さっきも見てきましたけど、すごい状況になっちゃって、そうするとそういう種子がいろんなところに飛んで、それこそ多摩川の生態系がかなり崩れてしまうんですね。川崎の多摩川には希少種とかレッドデータに載るようなものは余りないんですね。等々力は特に何もありませんけど、その何にもないところがまた何とも言えない魅力なんですね。何にもないからこそ多摩川なんだと私は大事に思っているんで、本当に市民の方にも、例えば向ヶ丘遊園のみんなが楽しめるようなところにお花畑を市民の人が、どうせ多摩川まで行くんだから、あちらの方まで出かけていっておつくりになっていただければいいなというふうに、いつもいつも実は思っております。

じゃあ何で土手に桜植えるんだと言われれば元も子もないですけども、また桜とはちょっと違うんじゃないかなと思っていまして、土手の上ですので、今回の台風みたいなのもそんなに影響はないなと思っていまして、何でもかんでも緑にすればいいというものではないので、多摩川らしさを壊さないような植生にしてもらいたいなというのが一つ。

それから、先ほど何回も出ましたけれども、この多摩川のがけの丘陵の線なんですけど、これは本当すごい希少、ものすごく減ってきちゃっているんですけども、これは鳥瞰図で見ますと高幡不動の方から夢見が崎の方、三浦半島まで続いていまして、実はこれイルカの形をしているんですね。「いるか丘陵ネットワーク」という市民団体があるぐらいで、みんなすごく大事に思っているんです。その緑が物すごく減ってしまっていて、全部それでマンション建っちゃっているんですね。あのがけのところにコンクリート打って、あれがすごくもったいないと思っているので、何とかその辺の規制をやっていただいて、ぜひ多摩川の町・川崎ということが今後も生きるとな緑の保全を考えていただきたいと思っております。

以上です。

## 市民委員

私はこういう資料しか出ていなかったのですが、きょう公園の話はしないのかなと思ったらお話しただけでうれしかったんですけれども、小さな公園がふえているというお話でしたけども、ただ実際子供の遊び場として適切な公園がふえているかということそうではなくて、子供が遊べない公園がふえているだけなんです。子供の遊び場としての公園ということに対して何かお考えはあるのでしょうか。

先ほど管理の規制について緩和する方針、あるいは地域での解決の方向へ向けてということをおっしゃっていたんですが、実際地域の中で子供が遊んでいると、うるさいとかボール遊びするとか木に登るとか、ここはいっぱいきれいに花を植えたから入るとか、きのうまで子供が遊んでいた斜面に突然花を植えられて、そこで遊ぶとか言われる。そういう公園づくりが地域の中で行われているということで、子育てがどうのと言われながら、環境面でどんどん子供は阻害されているんです。ですから、公園について規制を緩和するということでしたら、本当に子供が遊べる公園ということについて何か大きな一つ方針を出していただきたいなと思うんです。そうしないと、地域で管理する方たちは世代交代してもやっぱりまた高齢者が中心になるんじゃないかって私は思っていて、高齢者の方って子供に対してなかなか理解してくださらないんです。きれいな公園がいっぱいふえても、やっぱり子供の姿は地域から消えてしまうということで、結局少子化には逆行するんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味もあって何かもしお考えのことがあれば。

## 副座長

公園だったら私も言いたい。一時公園を見たときに川崎区、東海道線より南は街区ごとに公園があるんです。なぜ多いのかと質問したら、関東大震災の影響を受けたときに、あの時代は東海道線から南にしか人はほとんど住んでいなかった、こちらの方は点々としていたということで、あちらは大震災後そういうふうにしたという話を聞いたんです。その後、マンション用の公園ができたということですが、今地震が起きていますけれども、公園というのは避難場所にもなるわけですから、そういう点でも希少価値なわけです。

アセスで私も言ったんですけれども、今NECの社宅、半分だけ南側だけやるんですよ、マンションを。多分北側もやるはずなんですけど、南側の一番端っこに公園つくったんですよ。それも自動車道路の方にね。だから、そうじゃなくて、例えばマンションが続

くんだったらば、真ん中に公園を提供すれば大きい公園になるじゃないですか。それをアセスで提案したんだけど、全然入らなかったんで、そういう工夫をすれば子供にだって危なくないし、真ん中通路はそんなに車が通っていないのに、今度はそっちを自動車道路にしちゃうのね、搬入口というか。そういう点で考えれば、公園の工夫というのはもう一つあるんじゃないかということ、私も子供の立場から考えたら、大きくできれば子供たちは両方の公園に遊びに行かれるわけだから、例えばそういうつながったマンション同士は公園をつなげるようにしてもらおうとか、ここの小杉再開発なんかいい例じゃないですか。両方から片方ずつ出してもらえば大きい公園できるわけですから。そういう工夫をしてもらうこと。

それからもう一つ、緑の創生ということでは、さっき国だと相続税が8割減免になるのがあるというんですけど、中原区のパンジーというのは世界でも有名だって業者の人に聞いてびっくりしたんですけども、あのパンジーが相続税で難しいんですよ。そうすると、私たちもこの緑で、都市計画マスタープランでもやったんですけど、パンジー畑の周りをまとめて市民農園にすると、相続税がかからなくてできるんじゃないかっていうアイデアを出したコンサルタントがいたんですよ。そうすると緑がふえるかもしれないじゃないですか。そういう相続税で困っている地主さんも応援して、パンジーを応援してとかシクラメンを応援していく方法というのは何かできないかなと。そして中原区のパンジーも保存させてあげたいなと。市民農園にすればふえるんですよって話を聞いたんですよ。税金もかからないし。そういう法律上の問題の解決方法があると思うんですけど、一つアイデアとしてやっていただけたらいいなと思いました。

座長

話がちょっと広がってしまってルール違反だと思うんですけど、質問として出ているのは、規制緩和によって公園の利用をいろいろ考えましょうということなので、子供だけじゃなくて今まで使えていない人に対してどう考えているか、簡潔にお願いします。

公園管理課長

多摩川の話、子供の遊び場の話、公園づくりのアセスの話、この3点について私から、相続税の話は緑政課長の方から答えさせていただきます。

多摩川の花畑の話で、たくさん貴重な意見をいただきましてありがとうございました。

ぜひ活用する方向で考えたいと思います。ワイルドフラワーということで、私もきょうの菅の河川敷で見てきましたけれども、まさにワイルドの状態になっておりまして、ほとんど手が入っていないんですが、今回の台風で24カ所中17カ所水がかぶり、ごみがたくさん集まりました。この処分費だけで1億円ぐらいかかります。というぐらいたくさんかかっているんですね。花畑の話になりますと、行政がつくるワイルドフラワーのコーナーと、住民の方に協定という形で、特に等々力、宮内地区については何カ所かもう実際に自主的につくっていただいているところがございます。できましたら、市民の方々の協力を得られるところについては花壇づくりを含めて、いろいろなことは拡大していきたいなというふうに思っております。

多摩川全体については国と住民がつくりました多摩川整備計画というのがありますので、この全体の枠組みに合う形じゃないとだめですけども、その制約の中で可能な限り運動広場や自然を優先した広場の整備を進めていきたいと考えています。

2番目に街区公園の中で、子供が遊べる環境をどうつくるか。何でもだめだめという規則がかなり多いと。よく世田谷区の羽根木プレイパークと比較をされます。あそこは都市公園じゃないんですね。都市公園法という法律に規制が非常に多いということで、実はこの規制をどう緩和するかということが一つの課題であります。

実はボール遊びをするとかマナーが悪いとかという話もいろいろ声があります。特に近所からボール遊びについての苦情が絶えません。いろいろそこで今考えていますのは、子供が地域で育つということも含めて、地域の各層が公園を地域の宝として活用するという仕組みづくりが、ぜひ市民の自治として定着をすることです。先ほど地元管理のモデル地区という話をしましたが、その中には公園の管理運営協議会をつくっていただきたいというのが条件でございます。管理運営協議会の中には公園を利用する人だけではなくて、公園に対する苦情を言う人も入れてもらいたいと。例えば公園内に花壇づくりがあったときに、何で私物をそこにつくるんだと、堂々と何度もオンブズマンに苦情を出す元気な市民の方もいらっしゃるしまして、ということで利用にあたっての利害をどう調整するかというのは大変な話です。それに行政が一々答えを出すんじゃなくて、(もちろん必要なら行政も入りますけれども、)市民がそこで自治能力としてできるようなことをどう育てていくかということが今課題になっていると思っております。それはぜひ市民と協働の中で新しく開発していきたいと思っております。

3番目のアセスの件ですが、例えばマンションの開発が隣り合っているところがある。ところが時期

的に違うとか同時とか、いろいろあるかもしれませんが、できるだけ公園は隣り合わせて、中にはうまくいった例はあるんです。二つの小公園が一体で広くなったというのもあるし、道を隔てて三つも四つも200平米ぐらいの公園ができているというのもあります。以前は、街区公園の誘致距離は半径250メートルに1カ所ということがあったものですから、これで市街地を全部まとめてみますと、この250メートルの半径の円に入らないところが40カ所近く市域にございました。それがだんだん今減ってきていまして、それでもまだ10カ所近くございます。そういうところは公園をつくっていかなきゃいけないということなんですが、その公園の規模は100平米も500平米も1,000平米も1公園と同じなものですから、質的に言うとまだいろんな問題はある。できるだけ公園の空白のところには公園をつくっていくとか、できるだけ規模を大きくしていくとか、それはアセスの手法なんかで可能な範囲ですけれども、制度が制度ですので、そういうことは検討していきたいというふうに思っております。

また、東海道より南の方が関東大震災よりというのは若干間違いです。戦後です。関東大震災は1923年、川崎市が1924年ですので、公園の第1号は先ほどの富士見公園で昭和11年ですから、その間にはちょっと時間がございます。

副座長

関東大震災の後に街区法ってつくったんじゃないんですか。

公園管理課長

いや、戦災復興です。これはちょっと余分ですが。

以上です。

緑政課長

いわゆる都市の農地、特にパンジーというお話でしたが、農地を大きく分けますと、先ほど言いました市街化調整区域と市街化区域の農地と二つに分かれるんですが、そのうちの市街化区域についてはいわゆる生産緑地法という法律がございます。この生産緑地法はいわゆる継続的に農作、特に大根をつくったりキュウリつくったり、花をつくったり、いわゆる花卉というものです。そういうものを継続してやっていただく。一定の期間を従事していただければ、相続が発生した場合に、継続的に農業を行っていけば相続税の納税

猶予の制度があります。

本来はずっと継続的にやっていただくというのが目的でございますが、農業従事者がいなくなったり、あるいは一番大きいのはやっぱり後継者がいないということなんですよ。それについて、当然例えば今新聞紙上で言っています農業法人への加入、例えば株式会社ですとかあるいは自治体等々あると思うんですが、一つのやり方として市民農園があったり学童農園があったり。形態は違いますが、緑としては残っていくと。そういうものについて当然農政部局と連携しながら、どういう方策がとれるのか、協議をしていきたいと思っています。

以上です。

座長

お三方、意見だけ言ってください。それで一応このセッションを切りたいです。すみません。

市民委員

緑の創出と今後の取り組みのところの基本コンセプトですね、「美しい景観の創出と人との関わりのある緑化」と書いてあるんですが、やっぱり緑というのは、私の快いイメージとしては、例えば黒川の方とか早野とか、あの辺の里山のイメージをぜひつくっていただきたいなというふうに思うんですね。現実にはクズがうわっと繁っていたり竹やぶになっていたり、随分そういう風景がありまして、それはもちろん個人の土地もあるし、川崎市の土地のもあるだろうと思うんですが、里山的な風景になっていくと非常にいいなと。春になったらスマレがぽっと咲くとか、シュンランが咲くとか、そういうところをちょっと散歩できるといいなと。そういうふうにするのはどうしたらいいんだろうかというあたりを考えていただきたい。

あと、緑を残すについては、緑の散歩道みたいにずっとつながって、2時間、3時間ずっと緑の中を歩けるような、つながりのある形で残されているといいなと。例えば岡上のあたりも横浜とくっついていますから、三輪のあたりなんか非常にいい環境にあるんですよ。周辺の人とも協議として書いてありますんで、それは非常にいいことだと思うんですけども、ほかの周辺地域と連携して、そういう散歩道をどんどんつくってPRしていただくというのもいいのかなと。

それから三つ目は、年をとってきますと朝早起きになってよく散歩をするんですね。女房に誘われて散歩しますが、自分たちの住んでいる地域、これは町会の話になるかもしれないけれども、ここの庭は非常にきれいになっているなどが、いっぱいこうあるわけですよ。この家のところはつくりはいいなどが、そういうのをつないで、地域としてこういうルートがいいなどが、花がきれいだと、自分たちでできる緑化なんですけれども、そういうのをどんどん市として、区でもいいけど表彰してあげると。そういう家をきれいにしていく意欲をどんどん喚起するというような方法もあっていいんじゃないでしょうか。自分たちでやるだけじゃなくて、市民がきれいにしていくような仕掛けづくりもいいかなと、そんなふうに思います。

#### 緑政課長

今のことに関連して、現在行っている施策を若干説明させてください。

1点目の山については、保全したところを地域の方々と保全管理計画というのをつくっております。既に6カ所ありますので、今後保全された緑地についてはやっていきたいと思っています。その中で皆様と一緒に、まさにおっしゃられた里山の景観づくりを進めていきたいと考えています。

それから、二つ目の遊歩道なんですけど、現在6カ所あります。これは多摩の散歩道ですとかいろいろあります。コースの設定については休憩所の確保ですとかいろいろ課題がありますが、今後ともその拡充に向けていきたいと思っています。

それから三つ目の庭づくりの件なんですけど、まさにおっしゃるとおりで、これは昨年まで各区ごとにコンクールをやっておりました。それが一巡しましたので、ことし全市的にわが町、花と緑のコンクールというのを来年やりますので、ぜひ皆さんに応募していただきたいと考えています。

以上です。

#### 市民委員

やっていらっしゃることはわかるし、緑政課長は緑を残そうと懸命に努力なさっているのはわかっていますけれども、30プランを目指しながら今24%切っているわけですよ。その24%の中には多摩川の水も入ったの24%ですよ。ということは、どんどん緑地は減っているわけですよ。お聞きしていると、有効な施策はないというふうにしか

聞こえてこないんですよ、私には。その場その場で手を打っていきますよとおっしゃっている、それはそのとおりなんだけれども、せっかくAランクの斜面緑地カルテをつくったけれども、Aランクの斜面緑地カルテに載った場所がそのまま緑地保全地区になるわけじゃないわけですよ。緑地保全地区というのが最大の施策だとおっしゃるけれども、協定地にしたところで、その協定は地権者の都合によっていつでもここは売りますよ、開発地にしますよということになるわけですよ。

川崎市の中で大事な緑というのは、先ほどもどなたかから出たように、斜面緑地にあるわけですよ。この斜面緑地には特別な対策が必要であると。平らなところに建てられるときは緑の部分をどのように残すべきか、そのパーセントは示されていますよね。けれども、それは平らなところに示されるパーセントなのであって、40%にしようみたいなものがあるけれども、そうじゃなくて斜面緑地に建てる場合の独特のルール、建て方のルール、自然と調和するような建設のルールとか、あるいは緑化地の創出をするべきルールとか、今景観条例が国でも議論されているようだけれども、良好な景観を維持するためのルールとか、そういう緑の条例を補完するような、あるいはせっかくカルテをつくったんだから、優先的に保全すべき緑地というのが保全されるような対策がもう一つ必要ですよ。3条例の次にまちづくり条例をつくらうということも聞き及んではいますけれども、緑地保全と開発計画抑制の方策というのがないと、もう緑地は守れないんじゃないかというふうに私は思います。

そうした条例の対策と同時に、健康の森の基金というのが出されましたけれども、緑基金の設置とかミニ公募債の発行というのは単に健康の森だけではなくて、川崎市においては川崎市の緑化基金というのがないと、もう良好な緑は守れないんだと、市民の協力がなければ、このままどんな条例を対策として打ったとしてももう開発はとめられないと。だとすれば、市民的な川崎市緑化基金というのが、もっと有効に都市緑化に役立てていけるような取り組み方、基金の使い方について、市民と検討の場というのを設けるべきではないかというふうに思います。

また、環境共生型の斜面開発地モデルというのがないから、盛んに地下型マンションで切り崩していくような工法しか宣伝されないんだけれども、例えば斜面地を利用した良好なマンション計画についても、美術館を斜面地にどっぷりつくってしまったというのがあるんだけれども、そうした川崎市においてこういう使い方があるんだという、緑を使い切った一つの環境共生型斜面地開発モデル事業というのがあってもいいんじゃないか。これ

だけ環境への影響を無視した斜面地開発を防ぐためには、やっぱり周辺環境と調和して、なおかつ自然エネルギーなんかを活用できるような環境共生型開発モデルというのを提案していく。環境局全体で緑地政策に打って出るような、川崎市においてこういう斜面緑地利用の仕方があるんじゃないかというような提案まで含めて、市民とともに考えていく、そういう対策が必要なのではないかと私は思います。

まだ提案したいことはいろいろあるんですけど、何か隣で時間だ、時間だっていう声なき声が聞こえるので、これぐらいにしておきますけれども。

市民委員

もうちょっと要領よくぱかっと言っていただきたいというのが一つ。お答えの方もそうです。私も斜面緑地がどうのこうのとか地権者がどうのこうのと、それは相続にもかかってくるのが結構あるんですね。それから、多摩の方もナシの畑が相続の関係でだめになりそうということで、今残すのにどうしようという話になっているんです。それをどうしようか、ナショナルトラストとか、市民も1口1万円じゃないですけど、そういうふうにするから何とかしようよということと、相続、その二つを考えていただきたいと思います。なくさないようにしようという、やっぱり市民も痛みを感じながらやらないと大事にしないような気がする。やれ、やれじゃなくて、自分もやるから市もお願いという形をとったらいいんじゃないかと提案します。

以上です。

座長

ありがとうございました。45分ぐらいですか。

次はコミュニティビジネスの振興についてということで、有北さん。

市民委員

先ほどNPOの支援について少し足りないというような、反省なのかなと思って伺ってたんですけど、私、本当にもうちょっと川崎はNPOに対して積極的に育てようという面、特に福祉関係について出していただきたいと思うんですね。自分事になってしまいますけれども、例えば国の方で「つどいの広場事業」というのを何年か前からやっていて、横浜の方なんかどんどんNPOに事業委託しているのに、私はそれが始まったときから川崎

の担当部局へ行ってぜひ事業委託してほしいという話をすると、川崎はお金がないし、行政の方で公共の広場をやるから民間へは委託しませんという話をするんですよ。だけど、本当だったら地域の市民ができるような事業というのは積極的に市民に委託する方向でいかないと広まっていけないですよ。大規模施設を建てなければできないような広場を各区の真ん中にぼんぼんとつくったって、そこまで遊びに行ける子供、親子というのは非常に限られていて、周辺の人しか利用できない。もっともっと広場を広めたいと思ったら、市民が小さな活動として、事業としてできるような方向で委託していけばいいのに、何かちょっと違うかなと思うんですよ。

そういうのもありますし、あるいは市民活動の方で福祉関係とか情報関係で新しい事業を興してやっていると、何年かたつと行政がまねしてやっちゃうんですよ。そうすると、市民活性じゃなくて市民が一生懸命やっていることを奪っていくというような面があるんじゃないかと私は非常に思うんですね。

あるとき、それでいいのと言ったら、いや、NPOとかボランティアとかというのはもともと無償で奉仕する立場で活動していることなんだから、それを行政が認めてやって、行政が公共事業としてやれるようになれば感謝するべきだとまで言われてしまって、私はそのときは本当に頭に来て、えっ時代の流れが全然見えていないんだな、この人とは思っただぐらいに、市民の事業を活性化していくということに対しての意識の転換が少ないんじゃないかと思います。あんまりぐちゃぐちゃ言うと、また中村さんに怒られそうなので簡単にしますけれども。

最後に一つだけ。事業委託のときに、安ければいいという考え方はやめてほしいですね。そうしないと幾らNPOがふえても、もう安くて都合のいい下請けにしかならないんですよ。もうNPO自体疲れてしまっていて、事業を続けていくことができなくなってくるんですよ。だって人件費出せないんですもの、事業委託を受けても。

それから、私、この実態調査のときに、初め調査を受けたときに、なぜこれを横浜のNPOに委託したのって聞いたの。NPOって、それこそエリアを問わずどんどん市民活動でつながって活発化していくというのは、それは理想ですけども、だけど地元のNPOがまだ育っていない時期は、やっぱり行政が積極的に地元のNPOを育てなければ、外に大きいいいNPOがあるからそれを利用しましょうと言っていたら、中の小さなNPOは育たないですよ。そのあたりもう少し真剣に考えていただきたいなと思います。

以上です。

## 市民委員

このコミュニティビジネスという概念と、先ほどの自転車と緑化の中で市民との協働とパートナーシップ、ボランティアとの関係について質問です。こちらでは事業化して活性化していく、経済の活性化にもつながると考えているとは、非常に共感を得る内容が多いですが、市ではどういう考え持っているのか、ちょっと聞きたいです。ビジネス化にしてNPOを支援して、本当に事業化していく方針なのか。それともNPOは適当にしておいて、無料の市民たち、余っている市民たちの力をパートナーシップなりボランティアなり、みんな無料で使えるものだと思って事業を安上がりにするのか、そういうところがちょっと見えません。生きがいと言いながらボランティアを無料で使うのか、本当にNPOを支援しながら、町の中でビジネスとして継続できるものにして支援していくのか。考え方によっては全然違ってくると思いますが、その辺の考え方はありましたら、教えてください。

## 座長

何かちょっと縦割り行政がきょうはもろに見えているので、総合的に企画局の方からNPOに対する考え方ですとか、社会循環全体の考え方について市の考え方があればお願いしたいと思います。

## 企画部長

今回の基本構想の中でも市民協働というのは大きなテーマに、柱になっているわけですね。7本目の柱の中に。地域、地域の中で多様な問題、今いろいろきょう伺っていても、まさしく市民の中にも多様な考え方があって、地域課題はどうやって解決するのかということはこれからすごく大事なのかなと。公園の問題一つにしても、まさしくそういったような課題になっているということで、当然そういう部分の中で市民のボランティアという個人の部分もあるかもしれませんが、あるいはいろんな団体というのものもあるかもしれないけれども、その中で当然NPOもその一つの主体であって、そういう多様な主体と、どのような形で個々の課題解決ができるのか。それをきちっとこれからやっていきたいということで、ある意味では柱立てもしているわけですね。

有北さんの言われた、いわゆるNPOに対する協働の委託の問題についても、きちっと

考え方と、それからそれを進めるに当たって、それを伸ばしていくような方向でぜひやっていきたいなと思っています。具体的にどこまで実行計画ベースの中でお示しをできるかどうかは、今庁内の中でもその部分について協議をしているところですので、具体的な形でどこまでお示しできるかは、きょうのお話なんかもお伺いした中で、位置づけをきちっとしていきたいなというふうに思っております。

#### 市民委員

いろいろあって、でもNPOブームみたいなのが実は去っていて、NPOがあれば地域の活動がいろいろできるんじゃないかみたいな時代は終わっていて、もうNPOより、要は従来の日本で言っていたNPOという枠組みのNPOではなくて、もっとポストNPO的な概念をやっていかなくちゃだめじゃないかと、立教大学の教授が言っているのをお聞きしたことがあります。委託とか連携という枠組みをもうちょっと自律的に考えたらいいかなと思うところがあります。NPO側も事業として考えるということがまだちょっと弱いということもあって、委託がなきゃやっていけないNPOはもうちょっと工夫をするべきであろうと思いますし、どうしても委託なんだったらなぜ委託なのか、行政を説得できる論理を持つべきだと私は思っていて、非常に私自身、自律できないNPOとのかかわりもあるんですが、それはそれで事業としてやるのであれば、ボランティア活動としてではなくて事業としてやるのであれば、事業のシビアさはやっぱり考えていくべきかなというふうに思う部分はちょっとあります、個人的な意見ですけども。

例えばそういう中であっても、さっき河原の台風のごみを拾うのに1億円かかるというお話がありましたが、これは別にそんな規模の大きい話じゃないんですけど、千葉県「ピーナッツ」という地域通貨の団体が、地域通貨で地元の有機農法をやっているところから野菜を入れて、地域通貨で一部支払いますみたいなのがあるんですね。その地域通貨で連携している農園さんが台風で畑全滅したときに、農家の人をそれを全部取って畑が使えるようにするのに何週間もかかって、次の作物をつくれなくなったときに、その消費をしている「ピーナッツ」のメンバーがバスで駆けつけて1日で全部取ったそうです。その労働に対して地域通貨をもらって帰って、またその畑でできた野菜を地域通貨で買っていくと。そういうことというのは現実にはできると思うんですね。多摩川全域はできないけど、このところはここ、このところはここみたいな、小さい連携、おっしゃっていたように本当に小さい連携で、小さいグループと連携していけば可能性はあります。そう

すると、その1億円はもっと有効に使えますよね。

先ほど公園のことで愛護会のお話が出ましたが、愛護会というのはどういう形で認定をして、例えばその愛護会の活動に対してお金をどういうふうに見ているのかということについてちょっとなかったの、例えばそうやって連携したら1億円が浮いて、個々の活動に対して1億円を、例えば800カ所の街区公園に分配したら結構な額ですよ。そういうことというのはやっぱり考えていくべきだと思います。

以上です。

市民委員

ちょっといいですか。市の方々にはとっても耳が痛くて聞きづらいお話をちょっとしたいと思うんですけども。

資料2のコミュニティビジネスという定義がありますね。これはこういうこといいと思うんですけども、これから考えなきゃならないことは、私は行政サービスそのものがコミュニティビジネスのチャンスになるんじゃないかと思うんですね。といいますのは、例えば行政の方々皆さん全部が専門家である必要はないと思うんですよ。ごく単純な仕事、これは怒られるかもしれませんが、受付という仕事がありますよね。これは非常に立派な仕事なんですけども、あれはそういうすばらしい人、高給の人がやらなくてもなればできる仕事です。そういう着眼点から言いますと、そういう市の高給を取っている方々がやらなくてもいいサービスというのはいっぱいあるんですよ。そういうものは当然コミュニティビジネスのチャンスになると私は思うんですね。例えば時給2,000幾ら取っている、そういう方々はああいうところでおやりにならなくても、例えば時給850円だってあれはできるんですよ。そういう観点から見ますと、私はやっぱり行政サービスというのは、これからコミュニティビジネスの非常に大きなチャンスになるんだと思うんです。これは怒られるかもしれませんが、ぜひそのくらい柔軟な頭を使ってやらないとならない時代が来たというふうに思います。

以上です。

市民委員

さっきの、多摩川って言われるとすぐむきになってしまうんですね。実は私さっきも多摩川に行ってごみのあれも見てきたんですけど、とても我々素人ができるような被害じゃ

ないんですよ、今回。もう半端じゃないですよ。見てください。こんなになって、あんなの我々市民がボランティアで行ってやっても、その後の処理を結局行政がやらなきゃいけないんですよ。そうすると1億円どころか、かえって手間かかるかもしれないと私はきょう被害のあれを見てきましたので、何でもかんでもよそがやったから川崎で今すぐできるという、状況はやっぱりちょっと違うと思うんですね。私たちとしてはそういう使うところには使ってもらいたいと。

でも、やっぱりできるところで、例えば今子供に対しての環境学習なんかやっているんですけども、きょうは教育委員会の方はお見えになっていませんけども、教育委員会の方たちは何を考えているのかなといつも思うのですけれども、子供に何かそういうものをするのは当たり前なんだよ、子供が喜ぶんだから、ただなんだよという考えなんですよ。そういうのを我々はビジネスチャンスにしていきたいんですね、これからは。子供にものをあれするんでも、私たちは物すごい努力しているんですよ。勉強もしているし、いろいろ研修会も行っているし、それでいろんな資料もそろえている。それで子供たちにやって、あんた方ボランティアだから当たり前なんだって、あんた方も喜んでいるんでしょなんて言われたら、とんでもないんですよ。そうじゃないんですよ。

だから、我々市民もボランティアで、最初のうちは好きだからやっているからいいよと言っていましたけど、だんだんそうはいかなくなる。やっぱりこういうのを少しずつ地域の中で、私たちだけじゃなく受ける側の方もぜひ頭を変えてもらいたい。特に学校の先生だとか、そういう人たちは子供さんに教えるんだから当たり前だろうという、それをね。そういうのを我々はやっぱりビジネスチャンスとして考えていきたいので、むしろ多摩川のごみのことよりも、そういうことの方に我々をぜひ使ってもらいたいというふうに思っています。ただし無料ではありません。

以上です。

#### 市民委員

コミュニティビジネスというのは、例えば行政の関係から言いますと、そういうすき間のところに結構あるわけですよ。行政が不足しているから、そういうところで新しいビジネスが出てくるというケースが多々あるだろうと思うんですけど、私も現実にはそういう問題にちょっとひっかかっているんですが、新しいことをやろうとすると既存の組織が、おれのところに入っちゃいけないとガードしたりする状況に出てくるんですね。そこを何

とか乗り越えていかないといけないので、それを乗り越えるような、一つ別のそういう相談窓口、サポート的なところをつくっていただくというのが必要なんじゃないかなと。担当区とやると、けんかになっておまえら要らないと言われそうな気がするわけです。そういう意味で、独立した別のサポート機関があるといいなというふうに感じております。

以上です。

#### 市民委員

すみません、2回目です。ちょっとコミュニティビジネスになると燃えちゃうんで。

先ほど上野委員と鈴木委員がおっしゃっていたことを私はすごく感じるんですが、例えばこの数年の流れを見ていて、図書館の管理が有隣堂に委託されている。それから、新しく保育園がつくられましたけれども、YMCAがやっている。そのあたり、本当だったら、これは地域でできる人たちいるはずなんですよ。YMCAの方に聞いたら、すごくいい条件で受けたんだけど、おれたちのところは今まで乳幼児関係をやってきたことないんだよね、何でうちへ来るんだろうねという話なんです。何でYMCA、保育園の経験がないところへ委託をするのか。図書館の管理なんて、地域で学校図書館の管理をしているようなお母さんたちとかいっぱいいるし、読書の町ボランティアで一生懸命活動している方たちだっているのに、そういう方たちに委託ということで考えることだって本当はできんじゃないかって思うんですけど、いつの間には大企業が受けてしまっている。そういう民活ということについての考え方というんですか、少し何か違うんじゃないかなと思います。

以上です。

#### 市民委員

いいですか。この表の中に行政の役割というのがあって、サポート役としての活動支援や環境整備と書いてあるのですが、ここをぜひもっとしっかりと担っていただきたいと思います。特に広報をすることによっていろんな団体、NPOになるちょっと手前みたいな団体もあるし、内輪で活動している団体もあるし、私も公園愛護会をやってるんですけども、市あるいは地域の事情に応じて、どういう役割を担いたいのか、担う気持ちはあるんですけども、どういうことが今起きているのかという広報が出されないと、あるいはネットワーク化がなされないと、そこに対してチャレンジしていこうというような視野を

広げることができないわけですよ。今、話に出たその委託事業にしたって、ちゃんとオープンに応募してくれるような環境を整備してくれていたら、そうはならなかったのではないかと思いますし、中学校の給食の委託だって、地域のお母さんたちのそうした配食をやっているグループが担えたりもするわけですよ。それがしっかりと広報されれば、そこに対してチャレンジしていこう、自分たちの活力をもって取り組む課題にしていきたいという人たちはたくさんいるはずなんですけど、いかんせんここに行政の役割としてある、広報もされていない中間支援機関もないというところでは、そこに組み込んでいくことができない。これから地域に人々はたくさん自分たちの時間を持てるようになるわけですから、ぜひこのところを重点ポイントとしてやっていただきたいと私は思います。

座長

一応20分経過しましたので、これまで発言していらっしゃらない方もいらっしゃるので、なければ副座長にしゃべってもらいますけど。

副座長

すみません、これにデータと質問用紙がなくて、こういう評価だけ出てきても、本当かなと思います。普通はデータをつけますよね。データがついてないんですね。質問用紙もね。普通はデータと質問用紙がある。

もう一つ、私は民生委員で名誉職じゃなくなっただけですけども、いまだかつて名誉職扱いの人が多いです。その辺を変えていただきたいと思うんですが、福祉部門のことで一つ言わせてください。

福祉の請負先が、どうしても信用できるどころじゃなくちゃできないということで、例えば助役さんが退職した後のところは受けやすいとか、そういうことがあるんですね。東住吉小学校のところにも保育園ができましたけど、あれもどうやって決まったのか。あれ。何かいつの間にか決まってしまっただけなんですよね。本当かどうか分からないんですけど、そういう話が入ってくる。世田谷のまちづくり公社がまちづくりに対して、何でもいいからアイデアを出し合って公開審査していますよね。NPOなんかでも3年の援助で3年過ぎたら自立しなさいみたいなことで、どこかでオープンにしてほしいんですね。いつの間にかどこかで決まってしまって、福祉なんか特に弱者の方とか障害者、特に心身障害者なんか入っていないんですからね、支援費制度に。そういう人たちがこぼれていっ

ちゃっているところをNPOはやっているわけでしょう。でも、信用できる人がいないと受けられないとか、それから、さっきワイルドフラワーもそうなのよ。あれも信用できる人じゃなくちゃ受けられなかったから、うちの業者でやりましたと。どこで信用というのが決まるのか。その尺度がない。そういうところはぜひオープン審査というのかな、公開審査で、自治でやるんだったら、地域の人たちを使ってやっていくような、地域人材の活用化というんであれば余計できるんじゃないかと。そういうふうにしてほしいなど。これ半分以上福祉だって書いてあったでしょう。そんなところも気になっています。

経済局企画課長

この調査については、ちょっと冊子が厚いのできょうお配りしませんでしたけど、ご要望いただければ、いつでもお送りするなりいたします。

座長

他の方も何か一言。

市民委員

大体話が出てしまったみたいなんです。

座長

はい。一応時間になりましたけど。

副座長

これ、きょう配ってくれなかったの。市やパラスをおもしろく紹介するの。データが出たんでしょう。ホームページでとろうとしたら40何ページとか、印刷できないですよ。

企画調整課長

次回にお配りします。

副座長

次回のときに配ってください。参考資料になりますので。

市民委員

総合企画にお聞きしたいんですけども、向ヶ丘遊園の跡地とか生田緑地、一つだけということで向ヶ丘遊園の跡地というのは、市がばら苑以外のところで残したり買ったりということが進められるようなことはあるんですか。

緑政課長

既にご存じのとおり、向ヶ丘遊園地は二年半前に遊園地が閉園されましたが、ばら苑は今、春と秋に一般開放しており、その用地については買収する予定です。その他の用地については小田急さんと他の地権者さんがいますので、そういう方々のご意見を伺う必要があります。ただ基本的には70年近く遊園地をやっていたという経過があるので、小田急さんはやっぱり緑を残していきたいという考えはお持ちのようです。具体的には今後、市と小田急さんとの協議をしていきたいというのが今の状況です。

以上です。

市民委員

さっき台風の片づけの話で、向こうのことだけになっちゃったんですけど、例えばということで聞いていただいて、例えばそういう解決法で、ほかのこともお考えいただきたいということで受け取っていただければなと思います。

以上です。

座長

一応時間が過ぎましたので、きょうの会議はここまでにしたいんですけど、市民会議は少なくとも年内はあと2回しかないので、交流会などをやりたいのかどうかをちょっと確認したいんですけど、やるとしたら次回11月6日の土曜日の後、溝ノ口あたりということになるんですけど、いかがでしょうか。

では参加の確認を事務局を通じてとらせていただきますので、次回予定したいと思います。それから、参加できないときは事前に資料があったときに、意見を事務局の方に出してくださいということで、今回は意見は多分時間がなくてなかったと思うんですけど、今後出席できないときは資料、テーマを見て、意見を出すようにしていただければと思います。

す。

進行にいろいろ不手際がありまして申しわけありませんでした。

以上で、本日の会議を終わりにします。ありがとうございました。